

会 議 の 経 過

1 開 会 午後3時

2 議 事

(1) 議案第1号 倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について

博物館長 (資料に沿って説明)
(質問・意見等なし) …承認

(2) 議案第2号 倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

博物館長 (資料に沿って説明)
(質問・意見等なし) …承認

委 員 長 次の議案については、人事案件ですので、非公開としてよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

[以下、非公開]

(3) 議案第3号 市立小学校教職員の処分について

(4) 議案第4号 市立中学校教職員の処分について

[以下、公開]

6 協議事項

(1) 倉吉市いじめ防止基本方針について

学校教育課長 (資料に沿って説明)

委 員 長 各学校にはいじめ対策委員会というのはい前からありますね？それをきめ細かくしたような感じで、繋がりがかなりはっきりした。重篤な事案の場合は特に教育委員会がどこまで絡むのか、教育委員会の立場として、そのところはどうか。

学校教育課長 当然、支援という言葉が使っているが、職員を派遣して調査の手伝いであるとか、アドバイスを伴うこともあるだろうし、逐次報告を受けてやりとりしないといけないのではないかと考えている。重大な事態が発生した場合においては、やはり専門家の支援を受けないとなかなか難しい。当然教育委員会の方にはこういったことを報告させていただく。

学校と話をしているのは、既存の生徒指導のための組織などをうまく活用しながら、人をプラスするような形で効率的な運用をしないと、新たに会を設けるようなことになると効率が悪く負担だけ増えてしまうということ。

それと重大な事態が発生した場合の調査する組織については、やはり素早く対応していかないと意味がない。そのあたりも工夫がいろいろあるのかなと考えている。

委 員 長 各事案で違ってくると思うが、学校というか、校長の判断というのが、非常に大きいかなと思う。校長の判断が甘かったために重大な事案に発展してしまうと

ということが、ありましたね。

学校教育課長 当然難しい判断を、素早くしなくてはならないことが出てくると思うので、市教委や県教委ともうまく連携して進めていかないといけないと思っている。確かに法は出来て、地方自治体や学校がいろいろ組織とかこういった、基本方針を作るわけだが、正直な話、どこの地教委も初めてのことで悩んでいる。

教 育 長 基本的に、対応は学校内で処理をしていき、学校内で少し難しい場合には、機関、関係団体、地域学校委員会を中心としながら、進めてもらう。これで解決できない難しい重大なものがあれば教育委員会に相談して、重大事態の対処としてこの委員会を立ち上げる。この状況については常に教育委員会に報告をしながらとなるが、通常は学校のレベルで対応となる。重大事態の場合は、警察であるとかそういったものも入れて、全体で透明性を保っていく。

学校内で処理出来るものは処理していけばいいが、少し難しいものになれば関係機関や関係団体の方を招いて公開性を保つよう、地域学校委員会のメンバーを入れて話をするよう指導していくところになる。今のところはこういう形でいたい処理しているが、こちらの右側(重大事態)の方に移りかねない件も、あると思う。その準備だけはしておかなくてはいけないと思っている。

委 員 必要に応じて人材をといるところで、どこからが必要なのかが、どうしても今まで見るとそれが後手、後手になってというのがある。どの程度まで、早い時期で外部のカウンセラーなりを入れるといった努力を早め早めにするということも盛り込んでいただかないといけないのではないかな。

そこを現場で意識してもらおうか押さえておかないと、例えば、教育委員会まで来る事案はどんなものなのか、保護者とかの認識と学校側の認識がずれているとこれが問題の始まりになってしまうが、こういうところを、事例までは出さないにしてもある程度押さえておかないと、決まりは作ったが、内容は一緒ということになってしまう。

学校教育課長 先程、今ある既存の組織を上手に利用するという点を説明させていただいたが、それこそ地域学校委員会のメンバーに他の方を加えるような形でいけば、地域の方も、PTAの方も、地域の民生委員さん方もおられて、かなりオープンな組織になるのではないかな。地域学校委員会も定例的に開いており、うまくやれば改めて来ていただく必要もない。そういうふうになると、効率的に出来るのではないかと学校は考えているようです。

教 育 長 現実問題でもある学校で、いじめに関係したことがあった。その時に地域学校委員会のメンバーに、学級内がぎくしゃくしているところの立て直しの方策を相談された。子どもたちが一緒にものごとが出来るように竹太鼓をやるということ、竹太鼓の指導を外部の方をお願いし、竹を切る作業などを子どもたちやPTAと一緒にやるといった取り組みの中で、学級は落ち着きを取り戻し、いじめの件数の解消にもなってきたというふうなことがあった。このあたりは実にうまく機能した例だと思っている。各学校の中でも、今までこういったものがなかつ

たにもかかわらず、機能的にはきちっと出来ているところはあるかなと思う。そうした例を校長会でも示しながら、委員さんが仰ったように早めに、隠すのではなく、相談してくださいと話している。

委員 長 判断の難しい事案については、警察に、あるいは弁護士にという場合も出てきますね、どういうふうに見極めるか。

学校教育課長 ちょっと難しいというケースについては、警察の生活安全課が相談にのってくださって、いろいろアドバイスいただいたり、側面的な支援をしていただくというようなことを通常でもやっている。弁護士さんについても、県の教育委員会で相談できる弁護士さんが、東、中、西部といて、難しい事例については相談できる制度があり、倉吉市の場合は利用させていただいている。委員として入ってもらうとなるとよっぽどのことだが、その前段として相談に、利用させていただくことがある。的確にアドバイスいただいて、専門家のアドバイスですから、ありがたいです。

教 育 長 それぞれの学校全てメンバーを入れ込むのではなく、今回は警察、今回はスクールカウンセラーというふうに事案に応じて対応したいと話している。19校全部がこういうメンバーになることは難しいので。

委 員 重大事態の議会報告とあるが、例えばネットいじめで学校を休んでしまうということになれば、早めに、何日も休ませるのではなくて速やかな対応をないといけない。

学校教育課長 重大事態との定義としては、生命に関わることとしている。

委 員 資料の中に「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき」というようなところが、非常に難しい運用になりますね。重大かどうかの分かれ道、その判断をする。議会に報告するような案件がないことを願っているが、これも一つの判断基準ということで示していただいたと思います。

委 員 関係機関というところで、家庭に問題がある場合が結構多いかと思うので、そういう場合はどうなるのか。

学校教育課長 スクールソーシャルワーカーが入っているが、家庭支援、保護者支援ということになると子ども家庭課や、継続的な側面も出てくれば福祉課とかそういったところに結びつけていく必要がある。子どもを取り巻く環境の方に原因があるケースというのは、おっしゃるとおりあると思うので、そういうところにうまくつないでいったり、いい制度があれば使うというふうにしていかないと解決には至らないと思う。

委 員 長 PTAの役員というのは大きな役割をしてもらうときがありますね。PTAとか、民生委員とか、地域の人に入ってもらうことが必要。

(2) 平成 25 年度倉吉市教育委員会表彰について

教育総務課長 (資料に沿って説明)

- 委員 長 丸印がついているのは、これでよろしいですか。三角印の 1 番の方のところ
で、今言われたように 3 番手ととるか、1 位ではないけれども同程度とみるか。
- 委員 1 年生で短歌。1 年生で教育長賞をとれるのはすごいと思う。
- 委員 長 そういうご意見ですが。
- 教育 長 知事賞、議会議長賞、教育長賞ですから、3 番目ということになる。その辺
が微妙なところ、気持ちとしてはよく頑張ったなと思うが、スポーツ表彰の方
もだいたいこういう基準、県優勝の場合で、2 位、3 位は入れてない。それ（ス
ポーツ表彰）と横並びにした（要綱で定めた）ということがあり、数が少ない
ので、是非入れたいところだが。
- 委員 こだわりのみで、これまでの基準に従って今回は見送るという形でして
いただいて結構です。
- 委員 長 どうでしょうか、見送りでよろしいでしょうか。
- 各 委 員 …異議なし

(3) 倉吉市立小学校及び中学校管理規則について

- 学校教育課長 (資料に沿って説明)
- 委員 長 後の土曜授業の実施要項案の方は、具体的に期日も入り、いよいよという感
じがします。小中学校の校長は了解されましたか。
- 教育 長 はい。
- 委員 長 こうしてみたら（実施日は）少しですね。
- 委員 これでも大変だった。
- 教育 長 実は（勤務日の）振替は前 4 週、1 ヶ月前からとれて、後は 8 週が原則だが、
特別の場合は 16 週、4 ヶ月まで可能。9 月 13 日分は 8 月 15 日に振り替える。
11 月は 12 月、1 月は 1 月に振り替えるが、(回数を増やすとすれば) 2 月の分
は冬休みに入らないため、春休みに持って行かないといけませんが、春休みに休
みを取るとするのは不可能なので、3 学期はとれない。無理して 1 学期 (に増
やした場合) も、6 月を入れて 8 月 12 日を、2 学期の分は 12 月 25 日に振り替
え、これが閉庁方式では最大限。(教職員の) 休みをきちっととらせるためには、
閉庁方式がいいが、難しさは感じている。
- 委員 鳥取県では少ないが、他県はどうですか。先日土曜日、岡山で 8 時頃、結構
登校しているんです。そんなに大きな町ではないけれども、全部土曜日集団登
校で動いているんだなど。
- 学校教育課長 岡山県は倉敷市が（土曜日授業を）やっているが、調べた時点では年に 3 回
だった。回数は少ないようです。豊後高田市などがそうだが、全員ではなく、
希望者が出ている形で地域の方が指導者になってやられるようで、全員でかつ
かなりの回数をやるような事例は少ない。先程教育長が申しましたように、国
の方は、きちんと休みを（教職員に）取らせなさいというようなことが明記さ
れているので、大分工夫しないとイケないところもある。

教 育 長 豊後高田市の場合、地域の方のボランティアでやっており、学校の教員もボランティアでやっている。これは仕方ないといいながら、問題点としてはやはり挙がっていた。いずれにしても、制度改正が必要だと思う。これから（土曜日授業実施日を）増やしていけばいくほど、どう休みを取らせるかというところが、どうしても矛盾してくるので、国の制度改正が必要。

学校教育課長 週5日制の趣旨は活かしながら、というなかなか難しい課題が。

教 育 長 きちっと先生方の休みを保障する閉庁方式で行くと、あと2日か3日無理して入れるくらい。基本的に先生方は夏休みが休みではなく、様々な行事が入っていて、休みをとるためには閉庁方式プラス4時間の休みを入れ込むやり方ではないと難しい感じがする。いずれにしても試行なので、基本的に月1回というベースはあるが、どこでそれに近づけるか考えていく必要があると思う。

教育課程上に位置づけている、絶対出席しないとイケないものを土曜授業、そうでなく任意の方がやられるのを土曜活動と言うけれども、そういう活動を社会教育の範疇の中で組み合わせて、月2回が可能になってくるのではないかと。社会教育の場面と、青少協であるとかスポ少であるとかそういったところの活動を保障しながら、どの子もやれる仕組みを作っていく必要がある。そのためにも地域学校委員会が主となりながら、地域でどう育てるか、学校でどう育てるか、しっかり協議していかないと定着にならないだろう感じた。

委 員 長 知事はこれを推奨し、後押ししていくと、県の教育長も全面的にバックアップすると言っておられるが、具体的にはどういうことを？

学校教育課長 細かい点は確定していないが、今話があるのは、補助事業としてそれに関わる費用をみるということ。ひとつは国が県を経由して、250万円くらい。県として別に、多分（国の補助の）条件として年の実施回数が多いのではないかとと思うが、その条件に合わないものについて、単県の補助事業で支援がある。50万円くらいと思う。

委 員 長 外部講師を呼んだりするときの費用ですか？

学校教育課長 そうです。そういったものの支援をすると明言されています。

教 育 長 要項を見てみると、10回以上と書いてあるので、これは難しい。あとは県の方で支援していただく。先程県の教育委員会の方から電話があり、これが限度という話をした。

委 員 長 この日程はPTAにも知らせてありますか？

学校教育課長 学校の方にも連絡してあり、学校だより等で紹介するという事だった。

教 育 長 この土曜授業の件についても、いじめ防止の基本方針についても、大きな事案で、教育長に委任された事項でないので、次回正式に決定ということでお願いしたいと思います。

委 員 長 以上で協議事項は終わります。

7 報告事項

(1) 教育総務課（教育総務課長 資料に沿って説明）

① 平成 25 年度打吹公園だんご教育奨励賞について

伊藤委員長 次の学校教育課の報告については、児童生徒の名前が出るので、区域外承認については、非公開、そのほかについては公開としたいと思います。

各委員 （異議なし）

(2) 学校教育課（学校教育課長 資料に沿って説明）

[以下、非公開]

① 区域外・校区外就学の承認について

[以下、公開]

② 不登校・問題行動の状況について

③ 教育委員会臨時会・平成 25 年度卒業式・平成 26 年度入学式の日程について

④ 倉吉市特別支援リーダー育成研修会について

(3) 生涯学習課（生涯学習課長 資料に沿って説明）

① 平成 26 年倉吉市成人式について

② 平成 25 年度倉吉市体育協会スポーツ表彰式について

③ 倉吉市体育施設等指定管理者の再募集について

(4) 倉吉博物館（博物館長 資料に沿って説明）

① 博物館講座「よみがえる黄泉の祀り」事業報告

② 自然ウォッチング「小鴨川の水鳥をみよう」事業報告

③ 県文化功労賞受賞記念講演会事業報告

(5) 学校給食センター（学校給食センター所長 資料に沿って説明）

① 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

(6) 倉吉市立図書館（図書館長 資料に沿って説明）

① 山上憶良短歌賞応募状況について

8 その他

次期委員会について調整し、次のとおり決定

日 時：平成 26 年 2 月 18 日（火）午後 2 時 30 分

場 所：倉吉市役所 第 2 会議室

午後 4 時 40 分 終了